

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案			現行		
<p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十二条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>			<p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十二条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>		
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
一～六 (略)			一～六 (略)		
六の二 ルーテ イング 伝送機 能	一般收容 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	(略)	六の二 ルーテ イング 伝送機 能	一般收容 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	(略)
	一般中継 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	(略)		一般中継 ルータ接 続ルータ イング伝 送機能	
	<u>一般收容 ルータ優 先パケッ ト識別機</u>	<u>一般第一種指定收容 ルータにおいて特定 の packets を識別す る機能</u>	<u>一般第一種指定收容ル ータ</u>	(新設)	

六の二と十四 (略)	能		
	一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により特定のパケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び当該一般第一種指定中継ルータに係る伝送路設備
	特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	(略)	(略)
	関門交換機接続ルーティング伝送機能	(略)	(略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、

六の二と十四 (略)	(新設)		
	特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	(略)	(略)
	関門交換機接続ルーティング伝送機能	(略)	(略)

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く)、六の二の項(関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする

七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 (略)

~~(一般收容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料)~~

~~第十八条の二 第四条の表六の二の項(一般收容ルータ優先パケット識別機能に限る。)の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。~~

~~(一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料)~~

~~第十八条の三 第四条の表六の二の項(一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。)の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。~~

る。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「事業者」という。)は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項(一般收容ルータ優先識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。)の機能を利用する電気通信事業者(事業者を除く。)ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。